

四日市市告示第 187 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成31年 3月29日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	区域変更前起終点	変更区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	変更区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考 別添図位番号
		区域変更後起終点			
1	下野保々線	西村町字永尾267-2地先から 萱生町字矢田96-1地先まで	10.3~24.4 6.0~31.5	45.0 6,413.0	区域を変更する No.1
		西村町字永尾267-2地先から 萱生町字矢田96-1地先まで	6.0~31.5	6,458.0	